

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目次

規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十四号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第四節 削除」を

「第四節 自動車取得税(第三十三条―第四十三条)

第四節の二 軽油引取税(第四十四条・第四十四条の二)」に、

「第一節 自動車取得税(第五十一条・第五十二条)

第二節 軽油引取税(第五十三条―第五十六条)」を「第一節及び第二節 削除」

に改める。

第四条第一項中「第九十八条」の下に、「、第四百十条、第四百四十四条の五十五」を加え、「、第六百九十九条の二十九、第七百条の四十四」を削る。

第十条第四項中「第七百条の十四の三第一項」を「第四百四十四条の二十第一項」に改

める。

第二十条第一項中「第六十二条の三第二項」の下に、「、第八十条の二第二項、第八十一条の二十四第二項」を加え、「、第七百七条の十三第二項、第二百二十五条の二第二項」を削り、「第八十九条第二項(条例第七十七条の十四第三項)」を「第八十条の三第二項及び同条第三項(条例第八十九条第二項)」に改め、「及び第七百七条の十四第二項」を削る。

第二十一条中「第四十五条の三から第四十五条の七まで、第四十五条の九及び第四十五条の十」を「第三十五条から第三十九条まで、第四十一条及び第四十二条」に改める。

第二章第四節を次のように改める。

第四節 自動車取得税

(自動車取得税に係る書類等の様式)

第三十二条 自動車取得税に係る次の各号に掲げる申告書及び申請書並びに通知及び申請の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第七十五条第二項の申告書 自動車取得税修正申告書(別記第七十九号様式)

二 条例第七十九条の申告書 自動車取得税徴収猶予申告書(別記第八十号様式)

三 法第二百五条第五項において準用する法第十五条第四項の規定による通知の文書 自動車取得税徴収猶予承認通知書(別記第八十一号様式)

四 条例第八十条の申請書 自動車取得税還付申請書(別記第八十二号様式)又は自動車取得税納付義務免除申請書(別記第八十二号様式)

五 法第二百五条第六項の規定による申請の文書 自動車取得税還付申請書(別記第八十三号様式)

(証紙代金収納印の印影の形式及び納税済印の様式)

第三十四条 条例第七十六条第二項の知事が定める形式は、山口県証紙代金収納印(別記第八十四号様式)とし、同条第四項の納税済印は、自動車取得税納税済印(別記第八十五号様式)による。

(収納計器取扱人の指定申請等)

第三十五条 条例第七十七条第一項の規定による証紙代金収納計器取扱人(以下「収納計器取扱人」という。)の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱人指定申請書(別記第八十六号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の当該証紙代金収納計器取扱人指定申請書の提出があつた場合においてその内容を審査の上、収納計器取扱人として指定することが適当であると認めるときは、当該申請人を収納計器取扱人として指定し、かつ、その旨を当該申請人に通知

するものとする。
(収納計器の使用)

第三十六条 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)を使用しようとするときは、証紙代金収納計器始動票札交付申請書(別記第八十七号様式)により、知事に対し、証紙代金収納計器始動票札(別記第八十八号様式)(以下「始動票札」という。)の交付を申請し、その交付を受けなければならない。

2 収納計器取扱人は、当該始動票札に表示された金額を限度として収納計器を使用することができる。

3 収納計器取扱人は、収納計器による証紙代金収納印(条例第七十六条第二項に規定する証紙代金収納印をいう。以下「証紙代金収納印」という。)の押印をする場合には、申告書等の証紙代金収納印押印欄に正確に押印しなければならない。

(証紙代金収納印押印手数料)

第三十七条 知事は、収納計器取扱人に対し、証紙代金収納印の押印につき、証紙代金収納印押印手数料(以下「押印手数料」という。)を支払うものとする。

2 押印手数料の額は、その年度において収納計器取扱人が条例第七十七条第二項の規定により納付した金額(第四十二条第一項及び第三項の規定により還付した金額がある場合にあつては、当該納付した金額から当該還付した金額を控除した金額。以下「納付金額」という。)の合計額を次の各号に掲げる金額によつて区分してそれぞれの金額に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額に一・〇五を乗じて得た額とする。

- 一 十億円以下である場合 千分の十
- 二 十億円を超え二十億円以下である場合 千分の五
- 三 二十億円を超え六十億円以下である場合 千分の三
- 四 六十億円を超える場合 千分の一

3 収納計器取扱人は、押印手数料の支払を請求しようとするときは、毎月五日までに、前月の納付金額に係る分について、証紙代金収納印押印手数料支払請求書(別記第八十九号様式)を知事に提出しなければならない。

(収納計器取扱人の住所等の変更の届出)

第三十八条 収納計器取扱人は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに、その旨を書面により知事に届け出なければならない。

(収納計器の取扱いの廃止の届出)

第三十九条 収納計器取扱人は、収納計器の取扱いを廃止しようとするときは、当該収納計器の取扱いを廃止しようとする日の三十日前までに、その旨を書面により知事に届け出なければならない。

(収納計器取扱人の指定の取消し)

第四十条 知事は、収納計器取扱人が次の各号のいずれかに該当するときは、収納計器取扱人の指定を取り消すものとする。

- 一 収納計器を取り扱うのに必要な資力又は信用を失つたとき。
 - 二 条例又はこの規則に違反したとき。
 - 三 収納計器を不正に使用したとき。
 - 四 前条の規定により収納計器の取扱いの廃止を届け出たとき。
- 2 知事は、前項の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときは、直ちにその旨を当該収納計器取扱人の指定を取り消された者に通知するものとする。

(記録等の義務)

第四十一条 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器使用状況記録簿(別記第九十号様式)を備え置いて、毎日、収納計器の使用状況を記録しておかなければならない。

2 収納計器取扱人は、毎月末日現在における収納計器の使用状況を証紙代金収納計器使用状況報告書(別記第九十一号様式)により翌月五日までに知事に報告しなければならない。

3 収納計器取扱人は、使用済みとなつた始動票札を知事に返還しなければならない。

(収納計器の使用に係る納付金額の還付)

第四十二条 収納計器取扱人は、証紙代金収納印の金額を誤つて押印したときは、当該誤つて押印した証紙代金収納印の金額に相当する額の納付金額について、その還付を請求することができる。

2 収納計器取扱人は、前項の規定により納付金額の還付を請求しようとするときは、証紙代金収納計器の使用に係る納付金額還付請求書(別記第九十二号様式)を知事に提出しなければならない。

3 収納計器取扱人は、証紙代金収納印の押印による納付の方法が廃止された場合その他知事がやむを得ない事由があると認める場合において、証紙代金収納印の押印により表示した金額の合計額が当該収納計器の始動票札に表示した金額に達していないときは、当該始動票札に表示した金額から証紙代金収納印の押印により表示した金額の合計額を控除して得た金額に相当する額の納付金額について、その還付を請求することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により納付金の還付を請求する場合について準用する。

(自動車取得税の更正及び決定の通知)

第四十三条 自動車取得税に係る次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める書類によりするものとする。

一 法第二百二十九条第四項の規定による課税標準額及び税額を更正し、又は決定した場合の通知 自動車取得税更正通知書（別記第九十三号様式）又は自動車取得税決定通知書（別記第九十三号様式）

二 法第三百三十二条第五項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額を決定した場合の通知 自動車取得税決定通知書（別記第九十三号様式）

三 法第三百三十三条第四項の規定による重加算金額を決定した場合の通知 自動車取得税決定通知書（別記第九十三号様式）

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 軽油引取税

（軽油引取税に係る書類の様式）

第四十四条 軽油引取税に係る次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第八十一条の十第二項の申請書 軽油引取税特別徴収義務者登録申請書（別記第九十四号様式）

二 条例第八十一条の十第三項の規定による通知の文書 軽油引取税特別徴収義務者登録通知書（別記第九十五号様式）

三 条例第八十一条の十第四項の規定による申請の文書 軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更登録申請書（別記第九十四号様式）

四 条例第八十一条の十第五項の規定による申請の文書 軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書（別記第九十六号様式）

五 条例第八十一条の十第七項の規定による通知の文書 軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書（別記第九十七号様式）

六 法第二百四十四条の二十第一項の規定により担保の提供を命ずる文書 保全担保提供命令書（別記第三十三号様式）

七 法第二百四十四条の二十第二項において準用する法第十六条第三項の規定による増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為の請求の文書 増担保請求書（別記第三十号様式）若しくは担保変更請求書（別記第三十号様式）又は保証人変更請求書（別記第三十一号様式）

八 条例第八十一条の十七の申請書 軽油引取税徴収猶予申請書（別記第九十八号様式）

九 法第二百四十四条の二十九第二項において準用する法第十五条第四項の規定による通知の文書 軽油引取税徴収猶予承認通知書（別記第九十九号様式）

十 条例第八十一条の十九第一項の書面 軽油返還届出書（別記第一百号様式）

十一 条例第八十一条の十九第二項及び第八十一条の二十一第一項の還付申請書 軽

油引取税還付申請書（別記第一百号様式）

十二 条例第八十一条の二十第一項の承認申請書 免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことの承認申請書（別記第一百二号様式）

十三 条例第八十一条の二十第二項の承認書 免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことの承認書（別記第一百三号様式）

十四 条例第八十一条の二十一第一項の免除申請書 軽油引取税免除申請書（別記第一百一号様式）

（軽油引取税の更正及び決定の通知）

第四十四条の二 軽油引取税に係る次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める書類によりするものとする。

一 法第二百四十四条の四十四第四項の規定による課税標準額及び税額を更正し、又は決定した場合の通知 軽油引取税更正通知書（別記第四百号様式）又は軽油引取税決定通知書（別記第四百号様式）

二 法第二百四十四条の四十七第五項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額を決定した場合の通知 軽油引取税加算金決定通知書（別記第四百号様式）

三 法第二百四十四条の四十八第四項の規定による重加算金額を決定した場合の通知 軽油引取税加算金決定通知書（別記第四百号様式）

第四十五条の二を次のように改める。

（納税済印の様式）

第四十五条の二 条例第八十六条の三第二項の納税済印は、自動車税納税済印（別記第八十五号様式）による。

第四十五条の三から第四十五条の十までを削る。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第五十一条から第五十六条まで 削除

別記第三十号様式及び別記第三十一号様式中「第55条関係」を「第44条関係」に、「第700条の14の3第2項」を「第144条の20第2項において準用する同法第16条第3項」に改める。

別記第三十三号様式中「第55条関係」を「第44条関係」に、「第700条の14の3第1項」を「第144条の20第1項」に改める。

別記第四十七号様式（その四）中「身体障害者等自動車税・自動車取得税用」を「身体障害者等自動車取得税・自動車税用」に、「第89条第1項の」を「第107条の14第1項第3号」に、「第80条の3第1項第3号の」を「自動車税を」に、「自動車取得税を」に、「自動車税を」に、「自動車取得税を」に改める。

89 条第 1 項の「自動車税を」を「自動車取得税を」に、「自動車税を」に、「自動車取得税を」に改める。

第80号様式 (第33条関係)

自動車取得税徴収猶予申告書			
年 月 日	納 税 者 住(所在地) 氏(名称及氏名)	住(所在地) 氏(名称及氏名)	所(所在地) 氏(名称及氏名)
県税事務所長 様	譲渡担保 財産設定 者	住(所在地) 氏(名称及氏名)	所(所在地) 氏(名称及氏名)
山口県税賦課徴収条例第79条の規定により、次のとおり自動車取得税の徴収猶予をされるよう申告します。			
譲渡担保財産の 設定年月日	年 月 日	登録番号又は車 両番号	
徴収猶予を受け ようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	種 類	営業用・家用
徴 収 猶 予 額	課税標準額	千円	車 名
	税額	円	
譲渡担保財産により担保される債権の内容及びそれを証する添付書類の名称			

備考 用紙の大きさは、縦18.2センチメートル、横21.0センチメートルとする。印

第81号様式 (第33条関係)

自動車取得税徴収猶予承認通知書			
第 号	年 月 日	様	県税事務所長 印
年 月 日	日付けの申請については、次のとおり承認します。		
徴収猶予 期	年 月 日から	徴収猶予 額	円

注 1 徴収猶予の期間満了の日までに当該自動車を譲渡担保財産設定者に移転しないときは、直ちに納付してください。
 2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることが出来ます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。
 また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第82号様式 (第33条関係)

自動車取得税還付申請書	
年 月 日	申 請 者 住(所在地) 氏(名称及) 名(び代表) 氏(者氏名)
山口県税賦課徴収条例第80条の規定により、下記のとおり自動車取得税の納付義務を免除されるよう申請します。	
記 記	
還付又は納付義務免除申請金額	円
登録番号(車両番号)	車 名
初度登録年又は製作年及び型式	取 得 年 月 日
車 台 番 号	返 還 した 年 月 日
種 類	返還を受けた販売業者の住所(所在地)及び氏名(名称及び代表者氏名)
用 途	
返還した理由	
申請金額が納付済みであるときは納付した年月日	年 月 日
返還したことを証する添付書類の名称	

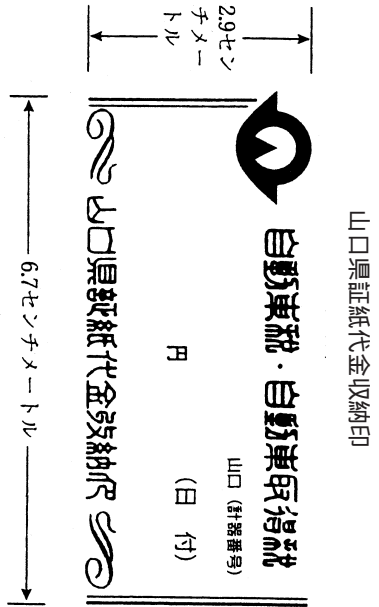
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第83号様式 (第33条関係)

自動車取得税還付申請書	
年 月 日	申 請 者 住(所在地) 氏(名称及) 名(び代表) 氏(者氏名)
地方税法第125条第6項の規定により、下記金額を還付されるよう申請します。	
記 記	
還付申請金額	円
登録番号(車両番号)	車 名
初度登録年又は製作年及び型式	取 得 年 月 日
車 台 番 号	住(所在地) 氏(名称及) 名(び代表) 氏(者氏名)
種 類	譲渡担保財産の 設定年月日
用 途	譲渡担保財産の 設定年月日
納付年月日	譲渡担保財産の 設定期間
課税標準額	譲渡担保財産設 定者に移転した 年月日
納付済税額等	
税 額	千円
	円
譲渡担保財産に よって担保され る債権の内容及び それを証する添 付書類の名称	備 考

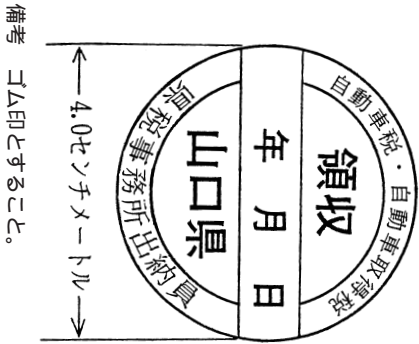
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第84号様式 (第34条関係)



備考 しんちゆう製とすること。
第85号様式 (第34条、第45条の2関係)

自動車取得税納税済印
自動車税



備考 コム印とすること。

第86号様式 (第35条関係)

証券代金収納計器取扱人指定申請書			
年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	氏 名 (氏名及び氏名)
山口県知事 様			
証券代金収納計器取扱人として指定されるよう、山口県税賦課徴収条例施行規則第35条第1項の規定により、下記のとおり申請します。 記			
設置場所			
名称及び型式			
製造番号			
使用開始年月日			
始動票札表示金額	円		
備考			

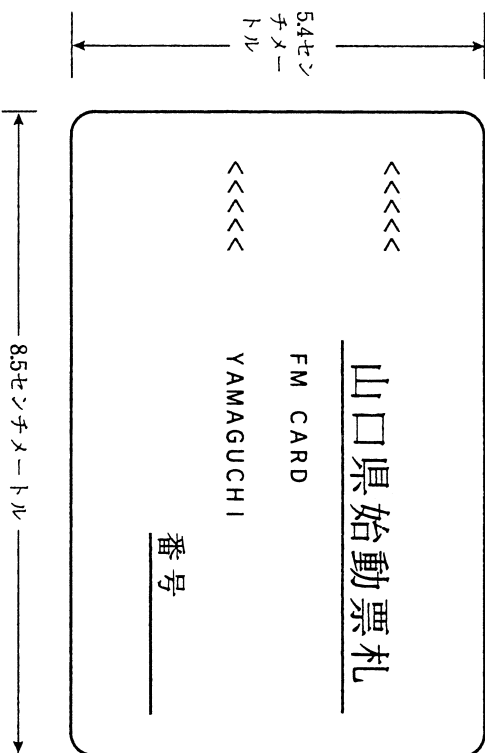
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第87号様式 (第36条関係)

証紙代金 収納計器始動票札 交付申請書				
年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	名 称 及 び 氏 名 (代表者氏名)	山口県知事 様
山口県税課課徴収条例施行規則第36条第1項の規定により、下記のとおり山口県証紙代金 収納計器始動票札の交付を申請します。				
記				
額 面 金 額	請 求 数 量	合 計 金 額	交 付 番 号	
円	枚	円		

注 欄は、記入しないでください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第88号様式 (第36条関係)



備考 厚さ0.08センチメートルの塩化ビニル製とし、板面地色は白色とし、刷色は黒色とする。

第91号様式 (第41条関係)

証紙代金収納計器使用状況報告書			
年 月 日	証紙代金 収納計器 取扱人	住 所 (所在地)	
山口県知事 様		氏 名 (名称及び 代表者氏名)	
山口県税賦課徴収条例施行規則第41条第2項の規定により、下記のとおり 年 月分の証紙代金収納計器の使用状況を報告します。			
記			
証 紙 代 金 収 納 計 器 表 示 額		備 考	
今 月 未 累 計 額	①	円	
前 月 未 累 計 額	②		
差 引 (①－②)	③		
③のうち誤って表示した金額	④		
今月分表示額 (③－④)	⑤		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第92号様式 (第42条関係)

証紙代金収納計器の使用に係る納付金額還付請求書			
年 月 日	請 求 者	住 所 (所在地)	
山口県知事 様		氏 名 (名称及び 代表者氏名)	
山口県税賦課徴収条例施行規則第42条第2項の規定により、下記のとおり 年 月分の証紙代金収納計器の使用に係る納付金額の還付を請求します。			
記			
還付を受けようとする金額	内 訳		円
計器番号	押 印 年 月 日	表 示 金 額	理 由
	・ ・	円	
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
合 計			

注 この請求書には、還付を受けようとする納付金額に係る申告書等の証紙代金収納印の印影部分を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第93号様式 (第43条関係)

自動車取得税更正通知書

第 年 月 日

県税事務所長 印

課税標準額 自動車取得税の税額 更正したので通知します。不足税額 (イ) 及び加算金額 (ロ) を納期限までに納めてください。

Table with columns: 登録番号, 型, 式, 自動車, 譲渡した者, 区分, 申告額, 更正又は決定額, 不足額, 更正請求年月日, 更正又は決定の年月日, 更正又は決定の根拠, 過重加算金, 納付すべき金額, 納付するべき金額, 納付する所

注 1 不足税額については、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額 (1,000円未満の端数があるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年14.61パーセント (この通知書に指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3

パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)) の割合を乗じて計算した金額の延滞金 (100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) を加算して徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年¹⁷⁰⁶の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として (この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁判がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第94号様式 (その1) (第44条関係)

(事務所等の営業を開始しようとする場合及び営業を開始した後に特別徴収義務者として指定された場合用)

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書
特別徴収義務者登録事項変更登録

年 月 日

県税事務局長 様

郵便番号

申請者住所
(特別徴収義務者) 氏名

(電話 局 番)

山口県税賦課徴収条例第81条の10第4項の規定により、下記のとおり軽油引取税の

特別徴収義務者としての登録を申請します。
特別徴収義務者の登録事項の変更の登録

記

特別徴収義務者として指定された年月日	年 月 日		
事務所所在地 (郵便番号)	(電話 局 番)		
事務所又は事業所名称			
代表者の氏名			
営業開始年月日	年 月 日		
取扱石油製品種類			
貯蔵設備			
貯蔵限度量	キロリットル キロリットル キロリットル キロリットル		
登録事項の変更	変更前の内容	変更年月日	
	変更後の内容	変更年月日	
特別徴収義務者登録番号	第 号	特別徴収義務者賦課番号	第 号

添付書類

事務所又は事業所の建物平面図及び貯蔵設備の配置図

- 注
- 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 「特別徴収義務者として指定された年月日」欄は、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合に記入してください。
 - 印欄は、記入しないでください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第94号様式 (その2) (第44条関係)

(軽油の納入が行われることとなった場合用)

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書
特別徴収義務者登録事項変更登録

年 月 日

県税事務局長 様

郵便番号

申請者住所
(特別徴収義務者) 氏名

(電話 局 番)

山口県税賦課徴収条例第81条の10第4項の規定により、下記のとおり軽油引取税の

特別徴収義務者としての登録を申請します。
特別徴収義務者の登録事項の変更の登録

記

軽油の納入地	所在地		
	名称		
納入を受ける者	住所		
	氏名		
納入開始年月日	年 月 日	年 月 日	
	変更前の内容	変更年月日	
登録事項の変更	変更前の内容	変更年月日	
	変更後の内容	変更年月日	
特別徴収義務者登録番号	第 号	特別徴収義務者賦課番号	第 号

注

- 申請者及び納入を受ける者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 「軽油の納入地」欄は、石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあっては、販売業者の当該引取りに係る納入に係る事業所を記入してください。
 - 印欄は、記入しないでください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第95号様式 (第44条関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書

第 年 月 日

様

県税事務所長 印

年 月 日付けの申請については、山口県税賦課徴収条例第81条の10
第3項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者として登録しました。

記

特別徴収義務者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第96号様式 (第44条関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録削除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

郵便番号

申請者住所
(特別徴収義務者) 氏名

(電話) 局 番)

下記のとおり特別徴収義務者としての登録の削除を受けたいので、山口県税賦課徴
収条例第81条の10第5項の規定により申請します。

記

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
申請理由			
申請理由発生日	年 月 日		

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表
者の氏名を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第99号様式（第44条関係）

軽油引取税徴収猶予承認通知書

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
様

第 号
年 月 日
県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあつた 年 月実績分の軽油引取税の徴収猶予については、地方税法第144条の29第1項の規定により、下記のとおり承認します。

記

区 分	猶 予 期 限	猶 予 税 額
第1次	年 月 日	円
第2次	年 月 日	円

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。
また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、縦11.5センチメートル、横21.0センチメートルとする。

第100号様式（第44条関係）

軽油返還届出書

年 月 日

県税事務所長 様

郵便番号
届出者住所
(特別徴収義務者)氏名
(電話)局番

下記のとおり販売契約の解除により軽油が返還されたので、山口県税賦課徴収条例第31条の19第1項の規定により届け出ます。
記

販売契約の相手方氏名	住所		軽油の引取年月日	軽油の納入年月日	軽油の納入先所在地	引取りに係る軽油の数量	販売契約の解除の理由	解除年月日	返還に係る軽油の数量	軽油の返還年月日
	氏名	所在地								
			年 月 日	年 月 日		リットル		年 月 日		年 月 日
									リットル	

注 届出者及び販売契約の相手方の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第101号様式（第44条関係）

軽油引取税還付申請書

年 月 日

県税事務所長 様

郵便番号

申請者住所
（特別徴収義務者）氏名

氏名

局

番

①

下記のとおり軽油引取税の還付を受けたいので、山口県税賦課徴収条例第81条の19
第2項の規定により申請します。

第2項の規定により申請します。
第1項

記

還付に係る軽油引取税 還付申請金額	年 月 実績分	納期限	年 月 日
円			
区分	販売契約が解除された場合	引渡し後に免税用途に供された場合	リットル
返還された軽油の数量又は免税用途に供された軽油の数量 軽油引取税額 $\text{①} \times \frac{99}{100} \left(\frac{99.7}{100} \right) \times$	リットル	リットル	円
申請時における未納税額	円		円
還付申請金額（円又は 免除申請金額（円））	円		円
軽油引取税の納入年月日	年 月 日		年 月 日
販売契約の住所			
相手方氏名			
軽油の引取年月日	年 月 日	軽油の納入年月日	年 月 日
所在地			
軽油の納入先名称			
引取りに係る軽油の数量			リットル
解除の理由			
解除年月日	年 月 日	軽油の返還年月日	年 月 日
返還に係る軽油の数量			リットル

平成21年3月31日 火曜日

山口県報

(号外-20)

添付書類

山口県税賦課徴収条例第81条の19第2項の規定により申請する場合にあつては軽油の返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類、同条例第81条の21第1項の規定により申請する場合にあつては免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことの承認書

注 1 申請者及び販売契約の相手方の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 「販売契約の解除」欄は、販売契約の解除により返還された軽油に係る軽油引取税の還付を受ける場合に記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第102号様式(第44条関係)

免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことの承認申請書
 県税事務所長 様

郵便番号
 申請者 住 所
 氏 名 ④
 (電話 局 番)

下記のとおり免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことの承認を受けたいので、山口県税賦課徴収条例第81条の20第1項の規定により申請します。

記

免税軽油使用者証番号	第 号	免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及び数量	供用年月日	年 月 日
免税証交付申請	申請年月日	年 月 日	数 量	リットル
	数 量	リットル	事務所又は事業所の所在地	
免税証の交付を受けた年月日及び数量	交付年月日	年 月 日	免税軽油以外の軽油の引渡しを行つた販売業者 氏名又は名称	
	数 量	リットル		免税軽油以外の軽油の引取年月日
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由		免税用途に供した軽油について免税証の交付を申請できなかった理由		

添付書類

山口県税賦課徴収条例第81条の20第1項各号に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類
 注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。



備考 用紙の大きさは、縦18.2センチメートル、横21.0センチメートルとする。

第103号様式 (第44条関係)

免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことの承認書

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)
様

第 号
年 月 日
県税事務所長 印

年 月 日付で申請のあつた免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについては、年 月 日 から引き取つた軽油 リットルを地方税法第144条の31第4項第5項の規定により承認します。

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

備考 用紙の大きさは、縦11.5センチメートル、横21.0センチメートルとする。

第104号様式 (その1) (第44条の2関係)
(申告納入用)

軽油引取税 更正
加算金額決定 正
通知書

住 所 (所在地) _____
氏 名 (名 称) _____ 様

第 年 月 日 号

県税事務所長 印

課税標準量 軽油引取税の税 加算金額
軽油引取税の税 加算金額
更正
更正したので、不足金額(ル)及び加算金額(ヲ、ワ、カ)を納期限までに納めてください。
記

年度	年度	賦課番号	区 分	申告① リットル	更正② は決定 リットル	再更正③ リットル	実績年月	不足	年月分 ②-① 又は③-② リットル
軽油の納入数量	イ		申告① リットル						
法第144条の2の規定によつて除外される数量	ロ								
法第144条の5第1号の数量	ハ								
法第144条の5第2号の数量	ニ								
免税証による納入数量	ホ								
合衆国軍隊等への納入数量	ヘ								
小計	ト								
差引計	チ								
欠減量 $\times \frac{1}{100} (0.3)$	リ								
課税標準量	ヌ								
税額	ネ								
過少申告加算金額	ノ								
不申告加算金額	ハ								
重加算金額	カ								
納入すべき金額	ル+ヲ+ワ+カ								

更正又は決定の根拠	地方税法第 条 第 項	不足金額及び加算金額の納期限	年	月	日
納入する場所	県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関 県税事務所				
備考					

注 1 不足金額については、申告納付期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書に指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を満たさない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額の延滞金（100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収します。この場合における年当たりの割合は、^{Year}年^{Year}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第104号様式（その2）（第14条の2関係）
（申告納付用）

更正 軽油引取税 更正通知書
加算金決定 加算金決定

第 年 月 日

住所（所在地）
氏名（名称） 様

県税事務所長 印

課税標準量 軽油引取税の税 更正したので、不足金額（へ）及び加算金額（ト、チ、リ）を納期限までに納めてください。
加算金額 記

年度	年度	賦課番号	実績年月	年月分	
区	分	申告① リットル	更正② リットル	再更正③ リットル	
販売、消費、所有、譲渡又は輸入の数量	イ				
課税済等の課税対象とならない数量	ロ				
免税証による軽油の消費数量	ハ				
除数量	ニ				
分 小計	ロ+ハ				
課税標準量 イーニ	ホ				
税額	円×ホ	円	円	円	
過 少 申告 加算 金額					
不 申 告 加 算 金 額					
重 加 算 金 額					
納 付 す べき 金 額	へ+ト+チ+リ				
更正又は決定の根拠	地方税法第 条 第 項	不足金額及び加算金額の納期限	年	月	日
納入する場所	県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関 県税事務所				
備考					

注 1 不足金額については、申告納付期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額

又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書に指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年^{ウツク}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第105号様式から第119号様式まで 削除
 別記様式111号様式のニから別記様式111号様式の十までを削る。
 別記様式111号様式から別記様式111号様式までを次のように改める。
 第132号様式から第151号様式まで 削除

施 則
 (施行期日)

1 11の規則が、平成二十一年四月一日から施行する。

(発動措置)

2 11の規則の施行の際、現に改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則第四十五条の四第一項の規定により交付を受けている始動票札は、改正後の山口県税賦課徴収条例施行規則(以下「改正後の規則」といふ。)第三十六条第一項の規定により交付を受けた始動票札とみなす。

3 改正後の規則別記第五十一号様式の規定は、平成二十一年四月一日から同年六月三十日までの期間分の徴収取扱費の額の算定から適用し、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間分の徴収取扱費の額の算定については、なお従前の例によらる。